

農林水産省登録  
第19352号

殺菌剤

# ブラシンバリダフロアブル

バリダマイシン・フェリムゾン・フサライド水和剤

令和3年3月10日付けで以下の適用拡大が登録されました。

**【変更内容】**

- ・作物名「稲」に希釈倍数「300倍」を追加する。
- ・作物名「稲」に使用方法「空中散布」および「無人航空機による散布」を追加する。

**【変更後】**

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	バリダマイシンを含む農薬の総使用回数	フェリムゾンを含む農薬の総使用回数	フサライドを含む農薬の総使用回数
稲	いもち病 紋枯病 穂枯れ (ごま葉枯病菌)	1000倍	60~150 L/10a	収穫14日前まで	2回以内	散布	6回以内 (育苗箱 灌注は 1回以内、 本田では 5回以内)	2回以内	3回以内
	変色米(カブライ菌) 疑似紋枯症 (赤色菌核病菌)	300倍	25L/10a						
	疑似紋枯症 (褐色菌核病菌)	30倍	3L/10a			無人航空機 による散布			
	疑似紋枯症 (褐色紋枯病菌) 内穎褐変病 ごま葉枯病 もみ枯細菌病	8倍	800mL/10a						

次頁へ続く

前頁より続く

#### 使用上の注意事項の変更

##### 【追加事項】

- ・本剤を空中散布及び無人航空機による散布に使用する場合は次の注意を守ること。
  - ①各散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
  - ②少量散布の場合は、微量散布装置以外の散布器具は使用しないこと。
  - ③無人航空機による散布にあつては、散布機種に適合した散布装置を使用すること。
  - ④散布中、薬液が漏れないように機体の散布用配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
  - ⑤散布薬液の飛散によって自動車やカートを塗装等に影響を与えないよう、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
  - ⑥作業終了後は次の事項を守ること。
    - 1) 使用後の空の容器は放置せず安全な場所に廃棄すること。
    - 2) 機体散布装置は十分洗浄し薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
  - ⑦水源池、飲料用水等に本剤が飛散、流入しないように十分注意すること。
- ・本剤を希釈倍数300倍で散布する場合は、所定量を均一に散布できる乗用型の速度連動式地上液剤少量散布装置を使用すること。

使用上の注意事項などについては、製品に貼付されているラベルを参照のこと。

住友化学株式会社